

報 告 第 2 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年9月12日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 6 号

損害賠償の額の決定について

学校施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年8月23日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 3万324円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成25年7月19日午後8時30分頃、新居浜市立角野小学校（中筋町二丁目7番10号）において、軽自動車が校内の通路側溝上を通過した際、敷設されていたグレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した。